

「改正通則法が租税実務に与える影響」

(8月18日・8月19日 連続2日)

1. 研修のねらいと概要

租税訴訟学会では、日本税務会計学会(東京税理士会)及び第二東京弁護士会税法研究会と共催で、租税訴訟の専門家である弁護士・税理士の実務能力の向上を目的として、本年も夏期研修(第10回)を開催します。

今回の研修のテーマは、平成23年12月2日に改正された国税通則法によって、今後の租税実務や調査実務がどのように変わるのか、というところから検証していくことを目的として企画しました。

「税務調査手続」が法定化されたことや「更正の請求」が5年に延長されたこと、さらに、すべての不利益処分にその処分理由が明らかにされるようになったことなど、今後の租税実務に与える影響は大きいものと考えられますので、これらについて、テーマごとに講義を行うこととしました。

特に、実際に実務を行う税理士の方々にとっては、今後の実務に大きな影響を及ぼすところでもあり、また、弁護士の方々にとっては、処分内容の提示がされることで、以後の争いにおける展開なども、従来と異なるものもあると考えられます。

今回の下記研修によって、経験ある実務家の方々がさらに能力を高めることができるものであり、今後の実務においても有意義なものになるであろうということを期待しています。

2. 日時及び概要

8月18日(土) 午後12時30開場

午後1時－午後3時

山下清兵衛 (弁護士)

「不利益処分に対する理由の提示(仮称)」

従来、青色申告者に対する処分になされていた理由附記が、すべての不利益処分にされることとなりました。これは、今後の争訟実務に大きな影響を与えることとなることから、租税争訟を中心にご活躍されている講師に、詳細な解説と共に今後における影響などを検証していきます。

<休憩>

午後3時15分－午後5時15分

都築 巖 (税理士)

「国税通則法改正後の税務調査の在り方(仮称)」

従来、課税庁の裁量に委ねられていた税務調査について、法定化された手続きによって、どのように変化していくのかを検証します。

8月19日(日) 午前9時15分 開場
午前9時30分－午前11時30分
菅原 万里子 (弁護士)

「今後における更正の請求実務について (仮称)」

更正の請求期間が5年に延びたことや更正の請求要件としての当初申告要件が緩和されたことなどにより、納税者の権利救済が一步進んだ形になったことから、これらの意義や今後における変化などについて検証します。

<昼食>

午後12時15分－午後2時15分
三木 義一氏 (青山学院大学法学部教授)

「国税通則法改正の意義(仮称)」

税制調査会の納税環境整備の小委員会の座長として、国税通則法改正に大きくご尽力された先生の、改正に関しての意義などについて、その本質を解説していただきます。

<休憩>

午後2時30分－午後4時

講師陣をパネラーにした会場参加型のディスカッションを行います。

パネラー

三木義一教授、山下清兵衛弁護士、菅原万里子弁護士、都築巖税理士

3. 場所 東京税理士会館 2階会議室

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 TEL:03-3356-4461

4. 参加資格および受講費用

弁護士または税理士であれば、どなたも参加できます。

受講料 資料代5,000円 (ただし、学会会員は 3,000円)

5. その他

税理士にとっては、研修義務のポイントとなる東京税理士会の認定研修となります。

第二東京弁護士会所属の弁護士にとっても研修認定になります。

第1日終了後、講師を囲んでの懇親会(参加任意:会費5,000円)を行います。

希望者は申込のときに参加の予約をしてください。

6. 申込方法:租税訴訟学会 事務局

FAX:03-3586-3602 Email:info@sozei-soshou.jp

〆切 7月23日(ただし定員200名に達した時点で受付を終了します。)

【参加申込み】

1. 日時 8月18日(土) 午後0時30分受付開始 午後5時15分終了予定
<終了後、懇親会:任意参加>
8月19日(日) 午前9時30分 開場 午後3時30分終了予定

2. 場所 東京税理士会館 2階会議室
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6 TEL:03-3356-4461

申込:租税訴訟学会 事務局 FAX:03-3586-3602 Email:info@sozei-soshou.jp

※切 8月23日(ただし定員200名に達した時点で受付を終了します。)

2012年夏期研修に 参加します。

なお、第1日研修終了後の懇親会に参加する。

氏名 _____

住所

Tel.

Fax.

会員

非会員

弁護士

税理士

その他